

マスク着用により生じる健康被害のリスクの調査と周知を求める請願

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 1 0 号

受理年月日 令和 5 年 6 月 1 9 日

付託年月日 令和 5 年 6 月 3 0 日

請 願 者

紹 介 議 員 五十嵐 まさお

請 願 原 文 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症になり、マスク着用についても厚生労働省が「本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします」と通達を出して以降もいまだに周りの大人や子ども達を目線を気にして、マスクを外したくても外せずに苦しんでいる大人や子ども達がたくさんいます。

マスクの着用には、例えば以下の健康被害を引き起こすリスクがあると言われてい
ます。

- ① 吐いた息を吸い込み、血中二酸化炭素濃度が上昇することで高炭酸ガス血症を誘発し、頭痛・吐き気・めまいなどの症状を引き起こす。
- ② 酸素欠乏症（酸欠）を引き起こし、思考力を奪ったり、免疫力を低下させる。
- ③ 口呼吸を誘発し、アデノイド顔貌になったり、口が乾いて唾液が減少することで免疫力が低下したり、歯周病になりやすくなる。
- ④ マスクに蓄積したウイルスを繰り返し深く吸い込むことでフェーゲン効果が生じ、肺炎を起こしやすくなる。
- ⑤ マスクに含まれるマイクロプラスチックやホルムアルデヒド、二酸化チタンの吸入によって発がんの可能性がある。

感染症対策の名の下に行政がこれまで区民に対して、マスク着用の効果を強調し、積極的に着用を推奨してきたのなら、それと同程度に行政が区民に対して、マスク着用により生じる健康上のリスクについても広く周知し、マスク着用による健康被害を止める責任があると思います。

つきましては、下記のとおりお願いいたします。

記

(裏面に続く)

マスクの着脱について、個人が主体的に判断できるようにマスクを着用することにより生じる健康被害のリスクを調査し、それらの情報の周知を学校・教員・保護者・地域社会へ徹底してください。